

○大阪府立大学及び大阪府立大学工業高等専門学校研究公正推進委員会規程

平成31年4月1日

規程第264号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人大阪が設置する大阪府立大学及び大阪府立大学工業高等専門学校（以下「大学等」という。）における研究公正推進の施策及び研究費不正の防止策を策定し実施するため、公立大学法人大阪委員会等設置規程第2条の規定により設置する研究公正推進委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議を行い、大阪府立大学研究公正規程第5条、大阪府立大学工業高等専門学校研究公正規程第5条、大阪府立大学研究費の取扱いに関する規程第4条及び大阪府立大学工業高等専門学校研究費の取扱いに関する規程第4条に定める研究公正最高責任者に審議結果について報告する。

- (1) 研究の公正を実現し不正を防止するための具体的な対策の策定及び実施に関すること。
- (2) 研究不正又は研究費不正が生じた場合における再発防止策の具体的な実施内容に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、委員長が必要と認めること。

2 委員会は、次の各号に掲げる事項について、調査等を行う。

- (1) 大学等の研究行為についての現状把握に関すること。
- (2) 研究倫理についての国内外における情報の収集及び周知に関すること。

3 研究公正最高責任者は、第1項において報告された審議結果に関して必要と判断した場合、理事長に報告するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 研究を担当する副学長
- (2) 大学管理部長
- (3) 大阪府立大学工業高等専門学校長
- (4) 大阪府立大学研究費の取扱いに関する規程第2条第6号に定める部局の長及び大阪府立大学工業高等専門学校研究費の取扱いに関する規程第2条第6号に定める者

- (5) 学長室長
- (6) 大学管理部次長
- (7) 大学運営部次長
- (8) 企画総務課長
- (9) 広報課長
- (10) 教育推進課長
- (11) 研究推進課長
- (12) 学術情報課長
- (13) 高専事務局長
- (14) 前各号に掲げるもののほか委員長が必要と認める者
(委員長等)

第4条 委員会に委員長を置き、前条第1号に掲げる者をもって充てる。

- 2 委員会に副委員長を置き、委員長が指名する委員をもって充てる。
- 3 委員長に事故のあるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(委員会)

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長が会務を総理する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要あると認めるときは委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 5 委員長は、必要に応じ部会を設置することができる。
- 6 前項の部会の運用については別に定める。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、府立大学事務局大学運営部研究推進課において行う。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

